感染拡大防止に向けた
道民の皆様へのお願い

令和4年5月27日　北海道

3つの行動とワクチンの接種

- 感染の拡大を防いでいくため、引き続き、「普段から」、「飲食では」、「感染に不安を感じる時は」における3つの行動を実践しましょう。
- 発症予防や重症化予防のため、ワクチン接種を積極的に検討しましょう。
- マスク※に関しては、屋内外などの場所や会話の有無などの場面に応じて着用しましょう。

※マスク着用の考え方については、スライド5、6「マスク着用の注意点」を参照

（特措法第24条第9項による要請）

1 普段から

三密回避、人との距離確保、マスク※着用、手指消毒、換気を徹底しましょう。

- 混雑している場所や感染リスクの高い場所はできる限り避けて行動しましょう。
- 普段会わない方や重症化リスクの高い方と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底しましょう。
- 他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えましょう。

2 飲食では

短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスク※を着用しましょう。

- 特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底しましょう。
- 北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力しましょう。

3 感染に不安を感じる時は

ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受けましょう。（無症状の方に限ります。）

- 発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、医療機関を受診しましょう。

ワクチン接種をご検討ください

- 若年者であっても、重症化することや後遺症が生じることがありますので、積極的に3回目接種をご検討ください。
- 60歳以上の高齢者など接種の対象となる方は、重症化予防のため、積極的に4回目接種をご検討ください。

その他事業者等の方々への要請（特措法第24条第9項による要請）

- 職場においては、業種別ガイドラインを遵守しましょう。

高齢者施設、保育所、認定こども園等において

- 職員の体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保しましょう。
- 感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮しましょう。
- 高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制を確保しましょう。
- 保育所、認定こども園等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底しましょう。

学校において

- 衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、それでもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討しましょう。
  - 宿泊を伴う教育活動（修学旅行、宿泊学習等）は、感染防止対策を徹底するほか、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施しましょう。
  - 部活動は、活動（時間、人数、場所、内容）を厳選するとともに、健康状態の多重チェックなど、感染防止対策を徹底し、これによりがたい場合は休止しましょう。また、対外試合等は、各競技団体等の感染防止ガイドラインに基づき、移動や更衣等の場面も含めて感染防止対策を徹底の上、実施しましょう。
- 大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応しましょう。また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底しましょう。

飲食店等において

- 飲食店等では、感染防止対策チェックリスト項目を遵守しましょう。
- 北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しましょう。（協力依頼）

イベントの開催についての要請 （特措法第24条第9項による要請）

人数上限は、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とします。（両方の条件を満たすことが必要）

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
策定なし	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし	100%以内（席がない場合は適切な間隔）
		大声あり	50%以内（席がない場合は十分な間隔）
策定あり	収容定員まで	100%以内（大声なしが前提）	

※ 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当

※ 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載（参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出）

※ イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください。

マスク着用の注意点①

・基本的対処方針
・国の通知

今後、気温や湿度が高くなる季節を迎え、熱中症のリスクが高くなる懸念などもあることから、マスク着用の考え方などについて、国から取扱いが示されました。

	人との距離がある（2m以上を目安）		人との距離がない	
	屋外	屋内	屋外	屋内
会話をほとんどしない	事例① 必要ない	必要ない	事例② 必要ない 徒歩通勤など人とすれ違う場合	事例③ 着用を推奨 通勤電車の中
会話をする	事例① 必要ない ・ランニングなど離れて行う運動 ・鬼ごっこなど密にならない外遊び	着用を推奨	着用を推奨	着用を推奨

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。
※お年寄りと会うときや病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

マスク着用の注意点②

・基本的対処方針
・国の通知

小学校就学前の児童について

- 2歳未満（乳幼児）は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上児についても、保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる。

学校において

- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、身体的距離が十分に確保できないときは、マスクを着用する。
- 地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業ではマスクの着用は必要ない。
- 気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外す。
- 運動部活動でのマスク着用については、体育の授業における取扱いに準じつつ、接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応する。
- 部活動の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染防止対策を徹底する。